

笠置町運動公園使用団体登録申請における連絡事項について

R6.6.1

使用団体登録申請を行う団体は、下記内容をご承知ください。

記

【登録について】

1. 1団体で登録できるのは1登録のみです。
2. 登録申請書への内容は正しくご記入ください。異なる内容が確認された場合登録が抹消される場合があります。変更等が発生した場合は速やかに変更手続きをお取りください。
3. 営利を目的とする団体は登録できません。
4. 町長がその利用を不相当と認めるとき登録を許可しない場合があります。

【使用について】

1. 笠置町運動公園(以下運動公園)の使用については、その団体に対し許可を出しているため、許可団体を含まない使用は認められません(許可をしていない団体のみ使用はできません)。
2. 許可団体間で許可日を交換することは認めません。
3. 使用時間は、1日使用の場合、午前8時半から午後5時となっておりますが、午後5時には使用団体は使用・片付け等を終了し、笠置町運動公園管理員に運動公園を明け渡して下さい。
4. 「ある団体がいつ運動公園を使用するか」「この日はどの団体が使用するか」といった内容の問い合わせには一切答えることはできません。
5. 備品は使用方法を守り大切に使用して下さい。万が一破損した場合は、必ず利用終了時の返却時に笠置町運動公園管理員に破損の内容を報告して下さい。(破損時の状況によっては修理費用の負担をお願いする場合があります。)破損を報告せず隠蔽した場合は笠置町運動公園の利用を一定期間禁止する または、登録を抹消する場合があります。

【使用料の還付について】

1. 使用をしないこととなった場合は、必ず笠置町役場に取り消しの連絡をして下さい。その場合、使用日の3日前であれば全額使用料を還付します(例えば、日曜日に使用する場合、木曜日までに連絡いただいた場合、使用料全額還付)。
2. 1によらず、雨天により使用しなくなった場合は、使用日当日の利用開始予約時間の1時間前(利用開始が午前8時30分の予約の場合午前7時30分)までに

笠置町役場に使用しない旨の連絡があった場合は、全額使用料を還付します。また、1日使用であって、使用中に天候が悪化した場合、正午までに笠置町役場へ使用しない旨の連絡をされれば、半日分の使用料を還付します。半日使用の場合は上記に準じて還付します。雨天であっても連絡なく使用しなかった場合は還付できません。

3. 笠置町区域が警報もしくは特別警報となった気象状況においては、運動公園の使用を停止することとし、その発令時間に応じて使用料を還付します。使用者の安全を確保するため、気象情報には十分気をつけて下さい。

※注意事項

笠置町運動公園使用時の注意事項等については変更が生じる場合があります。登録後は、笠置町役場ホームページにあります『笠置町運動公園使用について』を常に確認し内容を遵守して下さい。